

# 退職給付会計における判断の妥当性

挽 直 治

Measurement of the projected benefit obligation and net periodic benefit cost involves numerous estimates, assumptions and judgments. It is management of an enterprise who estimates those assumptions of the expected long - term rate of return on assets and discount rates and so on. Therefore management needs to judge of the pension environment in light of emerging evidence validly. The lack of transparency of pension accounting has caused FASB Statement No.132 to revise it in 2003. Users of financial statements require disclosures of additional information about pension plan assets and the changes in the benefit obligation. On the other hand disclosures on accounting for retirement benefits in Japan are needed to improve as to a reconciliation of beginning and ending balances of the benefit obligation and plan assets in comparison with FASB Statement No.132(R).

## I. はじめに

社会的存在体である企業は経営の「効率性」志向から「公正性」志向への命題転換の過程において、いかに両者を調和させるかを認識すべきであり、また社会的公正性を経営理念の中に確立して、どのようにして「持続的発展」を図っていくかを理解し実行することが必要であるといわれている<sup>1)</sup>。したがって、債務超過に陥っているにもかかわらず、企業の存続を名目にして社会的不公正な意思決定を行った経営者の責任は重大である。もっとも社会的公正性を意識して経営活動を行わなければならないのは経営者だけではない。監査人は職責を遂行するにあたって、常にコンプライアンスを強く意識しなければならない。いま改めて経営理念の中に社会的公正性の考え方を掲げることが求められている。

経営者は GAAP に準拠して財務諸表を作成しているものの、それが企業の経済的実態を反映しているか否かを見直さなければなら

ない局面がみられる。経営者が高い業績に連動して報酬を受け取る契約を締結していた場合において、何らかの工夫を行うことにより好業績を達成する意思決定を行っていたとするならば、それは果たして全く問題のない企業行動といえるであろうか。会計基準の準拠性に関して、経営者が行う会計判断の妥当性について究明することが課題となる。

本稿は退職給付会計において経営者が直面する会計判断の妥当性について、年金制度の実態把握可能性の側面から考察するものである。まず、次節において近年アメリカで論議された年金ディスクロージャー改革について検討する。

## II. 年金会計情報の再構築

アメリカにおいて1990年代から始まった財務報告の新たな枠組み（事業報告モデル）に関する研究成果と情報利用者からの要求に応え、FAS132号「年金とその他の退職後給付に関する事業主のディスクロージャー」は

発表された。それは FAS87号, FAS106号と比較するならば、給付債務および年金資産の公正価値について、それぞれ期中変動調整額が開示されるなど情報利用者に有用な情報が多く盛り込まれるとともに、もはや有用とみなされない給付制度全般についての記述的情報に関しては削除ないし縮小することが指示されている<sup>2)</sup>。ところが、2003年12月にアメリカの会計基準としては発効日から 6 年足らずという比較的に短期間の時を経て、FAS 132号は同ステートメントの名称のまま FAS 132号 (revised 2003) (以下、FAS132(R)号と略記する) に改訂された<sup>3)</sup>。

改訂が行われるまでの 6 年間を会計制度と基準設定に関連する事項に限定してみるとならば、1 つは2001年末からアメリカの経済社会を震撼させ、会計不正問題として大きく取り上げられることになったエンロン、ワールドコム事件などが発生したことがあげられる。これを契機として、2002年 7 月に Sarbanes-Oxley Act が制定されたことにより、公開会社会計監視委員会の設置、被監査会社に関する非監査業務の禁止など規制が強化され、会計制度と監査制度について種々の改革が行われたことは周知のとおりである<sup>4)</sup>。

もう 1 つは2002年に基準設定主体である FASB の議長が交代したことがあげられる<sup>5)</sup>。Herz は就任して間もなく FASB への風当たりの強さが各利害関係者間でその主張が大きく異なっていること、つまり経営者と監査人からは開示過多、操作性および監査可能性についての関心事、コストとベネフィットの問題、特定の会計処理への批判が適切に企業の経営実態を反映していないことなどに対して問題が提起されているが、FASB はそれらについて十分に対応していないという意見があ

ることを認識した<sup>6)</sup>。

他方、投資家およびその他の情報利用者からは、FASB は必要とされる会計基準の変更に際して、あまりに多くの時間を浪費し、財務諸表作成者と監査人からの影響を過度に受けるため、多くの例外を含み基礎的な原則から掛け離れた基準設定をしているという意見が寄せられ利害関係者間でかなりの差がみられたことも把握した。

しかし、Herz が受けた印象はこれまでにも FASB に対して、利害関係者からたびたび主張されてきたことである。それではなぜ FAS132号が短期間のうちに FAS132(R)号に取って代わらねばならなかったのか。それは上述した会計不正問題に端を発して、年金会計の透明性が欠如していることを情報利用者から指摘されたことがあげられる<sup>7)</sup>。

年金会計の透明性についての疑惑は株式市場の低迷により年金資産の運用実績に陰りがみえはじめ、年金会計を取り巻く経済環境が少しずつ変化していること、経営者の年金制度への取り組む姿勢と実績が従来にも増して求められていることから高まっていた<sup>8)</sup>。Credit Suisse First Boston (CSFB) の David Zion によると、S&P500社の年金制度の92%が2003年において積立不足であり、また積立水準でみると、1999年末の128%の積立超過状況から2003年末には81%の積立不足状況に下降しているという。もっとも、年金制度への拠出額は S & P 500社の総額でみると、2001年度にはわずか150億ドルであったものが、2002年度には490億ドルまで大幅に増加し企業はより高い負担を余儀なくされている<sup>9)</sup>。

こうした中、年金会計の不透明をさらに助長する会計実務が明るみに出た。2002年に

## 退職給付会計における判断の妥当性

CSFBは年金会計実務の中にGAAPに準拠しているが経済的実態と乖離している会計処理が行われていることを指摘し、それを「年金会計のマジック」と比喩している<sup>10)</sup>。マジックのトリックは年金資産の期待運用収益率を大幅に高めに設定することにより、年金資産の実際運用収益がマイナスであったにもかかわらず、年金利益を計上し得るというものである。年金費用は構成要素として加算項目である勤務費用、利息費用、未認識項目の償却額（プラスの場合）ならびに控除項目である期待運用収益の純額で算出されるため、年金資産の額が莫大で期待運用収益率が高く設定されている場合、年金費用ではなく年金利益が計上される可能性が生まれる。

今福（2002, 6-7頁）はその顕著な事例として、Verizon Communications社を取り上げている。2001年度に同社の年金資産の額は500億ドルを超える、期待運用収益率も9.25%に設定されていることから、期待運用収益は勤務費用と利息費用の合計額81億5,500万ドルを超過することになる。ここで問題となるのは同社が業績連動型の報酬制度を採用していることである。26億9,000万ドルの年金利益を計上して結果的に企業業績を押し上げていることが果たして本業の成果と

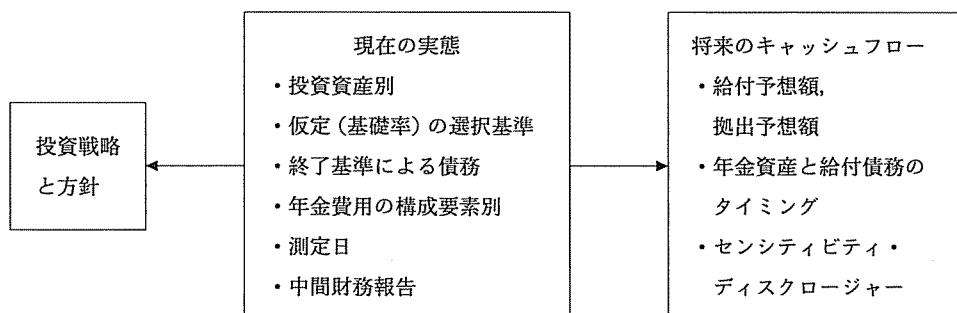
どのように結びつけられるかが問題となる。さらに2001年度において年金資産の実際運用収益は大幅に期待運用収益に達していないにもかかわらず、2002年度もまた同率の設定を行っており経営者の見積判断に関しての妥当性を積極的に見出せる根拠はない。

こうした点を踏まえ、FAS132(R)号では次のことに役立つ追加的情報を年金情報として採り入れることを要請している（par. 2）。

- (a) 年金資産および純年金費用の決定の際に利用される長期期待運用収益率の評価
- (b) 年金制度を採用している事業主の債務および将来キャッシュフローに関する債務の影響の評価
- (c) 将来の純利益に関する純年金費用の潜在的影響の見積り

今福（2004, 33-36頁）はFAS132(R)号では単に年金制度のディスクロージャーの拡充だけではなく、必ずしも完成されているとはいえないが、経営者による年金制度に関しての財務報告を体系的に捉えることができる点において意義があると指摘している（図表1参照）。FAS132(R)号の開示要請は経営者自らに年金制度設計の状況を再評価させる機会を与えることになり、従業員給付によるイ

図表1 年金制度のディスクロージャーの体系



（出所） 今福（2004），33頁。

ンセンティブの効果とその枠組みの構築を認識させることにつながるであろう。

経営者は従業員の労働の対価として就業規則に準拠して退職給付を従業員に対し支給することから、退職給付会計の出発点を退職給付債務の認識・測定に関するストック計算とみる考え方には異論はないであろう<sup>13)</sup>。ただし従業員への給付に充当される年金資産はその運用実績の良否により、通常現在および将来の拠出額が意思決定される。FAS132(R)号では年金資産の投資リスクを評価するのに役立ち得るよう年金資産を株式、負債証券、不動産、その他に分類し、さらにその項目の割合についての目標と実績値を開示することを指示している（Appendix A, A12）<sup>14)</sup>。

### III. 期待運用收益率の設定と妥当性

退職給付会計は過去・現在・未来にわたる時間概念に依拠した仮定と見積りの予測計算に負うところが大きい。退職給付債務、年金資産の期待運用収益の算出には基礎率として、それぞれ割引率、期待運用收益率が利用されるが、これらの基礎率の設定決定は経営者の裁量に委ねられている。もっともFAS87号では長期期待運用収益は年金資産の市場連動価値による算出が要請され（par.45）、FAS132(R)号では過去と現在に設定した期待運用收益率の異同についての記述が指示されている（par.5d (3)）。つまり将来のリターン予想を反映するために過去のリターンに対し調整が施された程度およびそれらの調整がどのように決定されたかを明示しなければならない<sup>15)</sup>。この記述により経営者が見積判断の意思決定を行った妥当性を情報利用者が把握することができる。

アメリカ企業の中で年金の積立状況が良好

な例としては、General Electric Company（以下、GE社と略記する）があげられる。図表2に示すようにGE社の過去3年間の期待運用收益率は8.50%に設定され、その結果年金資産の期待運用収益は毎期40億ドル前後を推移している（図表3）。GE社の年金資産の実際運用収益は2003年度（82億300万ドル）、2004年度（48億8,800万ドル）であり<sup>16)</sup>、実際運用収益が期待運用収益を上回っていることから、経営者はいわば保守的に期待運用收益率を設定していたといえる。こうしてGE社は多額の未認識保険数理上の利得が累積した結果、2003年度まで、その毎期の償却額が年金費用から控除される傾向にあった<sup>17)</sup>。

図表2 基礎率（主要な年金制度） 12月31日

	2004	2003	2002	2001
割引率	5.75%	6.00%	6.75%	7.25%
昇給率	5.00	5.00	5.00	5.00
期待運用收益率	8.50	8.50	8.50	9.50

（出所）2004年度 General Electric 社、Form 10 - K（修正版），p.82.

図表3 年金制度の費用（主要な年金制度）

単位：百万ドル

	2004	2003	2002
期待運用収益	\$ (3,958)	\$ (4,072)	\$ (4,084)
勤務費用	1,178	1,213	1,107
利息費用	2,199	2,180	2,116
過去勤務費用	311	248	217
純保険数理上の損失(利得)	146	(609)	(912)
総 計	\$ (124)	\$ (1,040)	\$ (1,556)

（出所）2004年度 General Electric 社、Form 10 - K（修正版），p.82.

わが国の企業の中で最大級の年金制度を運営しているのは日本電信電話である。2005年

## 退職給付会計における判断の妥当性

3月期における年金資産の額は1兆1,009億円であり、期待運用収益率は2.5%に設定されている。同社の年金資産の規模になると期待運用収益率を0.5%変更することは55億円の期待運用収益の差となり年金費用の金額に大きな影響を及ぼすことになる。

日本公認会計士協会が1999年に発表した「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」の中では、「期待運用収益率は、保有している年金資産のポートフォリオ、過去の運用実績、運用方針及び市場の動向等を考慮して算定する。」とある（第12項）。経営者がこの規定に準拠して期待運用収益率を設定したことを主張するならば、準拠性の観点からは経営者が下した会計判断として容認される場合が多いと考えられる。

しかしながら、経営者は主観的価値判断に陥っていないか、運用している年金資産の経済的実態は将来的にも維持し得るものであるかを勘案して妥当性の観点からも認められる会計判断を行わなければならない<sup>16)</sup>。ただし妥当性判断には、友杉教授が指摘されるように、「消極的妥当性から積極的妥当性の判断まで幅があり、合法的・合理的・合目的判断の統合判断である点に留意する必要がある。」<sup>17)</sup>ため、基礎率の設定に関しての許容範囲の決定では経営者の資質と公正性が強く求められる。

## IV. むすびに代えて

FAS132(R)号はアメリカで蔓延した会計不信の芽をあたかも摘み取るかのように急速発表されたものである。期待運用収益率を高めに設定し年金利益を計上するなど年金会計の不透明性が顕著に現われていたからである。すでにアメリカでは莫大な規模の年金資産を

保有している企業が多数あり、期待運用収益率の1%の変動により年金費用（利益）は数億ドルの差となり計上される可能性がある。経営者は自らが設定した基礎率が準拠性の観点からだけではなく、積極的妥当性の観点からも満たされているかを確認する必要がある。

わが国の「退職給付に係る会計基準」の開示事項はFAS132(R)と比較するならば、極めて限定的でありその差は歴然としている。上場企業の中にも保有する年金資産の額が少なく将来の退職給付が果たして実現するか疑わしい企業もみられる。退職給付債務、年金資産の期首から期末への変動調整額、年金資産のポートフォリオ、基礎率設定の根拠などを将来的に開示することを検討しなければならない時期を迎えていると考える。

## 注

1) この点については友杉（1992），247－248頁，友杉（1994），16－17頁参照。

2) FAS132号の詳細については今福（2001），第8章参照。

3) Financial Accounting Standards Board (2003), Statement of Financial Accounting standards No.132 (revised 2003), *Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits, an amendment of FASB Statements No.87,88, and 106.*

4) 1990年代末には「会計不信」を生起させる予兆がすでにみられたため、監査委員会、公認会計士監査、アナリスト等に関して具体的な改革が行われていた。かかる改革および『企業改革法』について詳細に論じたものとして、八田（2003）参照。

5) Robert H.Herz（前職はプライスウォーターハウスクーパースのシニアパートナー）は5年間の任期を終えたEdmund L.Jenkinsの後を引き継ぎ、2002年7月1日にFASBの議長に就任した。

- 6) Herz (2003), p.248.
- 7) FASB (2004), p.3.
- 8) 財務担当役員は企業年金がもはやこれまでのようにもせずに済む「自動操縦」の状況にないことを認識し、年金制度のダイナミックスを十分に把握することが喫緊の課題であるという (Sylvestre and Prescott 2004, p.63)。
- 9) Credit Suisse First Boston (2003).
- 10) アメリカ企業の年金利益額の実態についてまとめたものとして今福 (2002), 2-6頁参照。
- 11) なお、従業員給付について包括的に論じたものとして今福 (2001), 序章参照。
- 12) より具体的な追加情報も開示されている。例えば、GE社の年金資産は次の追加的指針に従い投資されるという (GE Form 10-K/A, 2004, p.84)。短期的有価証券はA1/P1あるいはそれ以上と評価されなければならない。不動産は総資産の25%を超えてはならない。自由売買が不可能な有価証券投資は総資産の20%を超えてはならない。GE株は信託総資産の10%に達したとき法令により制限を受ける。
- 13) なお、本稿で取り上げたGE社は2004年度に期待運用収益率の変更を行っていないため、この記述は示されていない。
- 14) GE Form 10-K/A, 2004, p.84.
- 15) 2004年度は割引率を6.00%から5.75%に引き下げたこと、実際運用収益が期待運用収益を超過している金額が例年より少額であったことから、認識済保険数理上の損失が発生している。
- 16) 友杉教授は会計判断の弾力化に伴い監査判断の高度化が必要であると指摘される。この点については友杉 (2000) 参照。
- 17) 友杉 (1998), 51-52頁。なお、ここでは経営者自身も妥当性判断を行うべきであると捉えることにする。

## 参考文献

- 今福愛志 (2001)『労働債務の会計』白桃書房。
- 今福愛志 (2002)「退職給付会計基準改革の方向」『経理研究』No.46, 1-9頁。
- 今福愛志 (2004)「米国の年金会計基準のディスクロージャー改革—その概要と意義—」『Mizuho Pension Report』No.53, 29-36頁。
- 友杉芳正 (1992)『内部監査の論理』中央経済社。
- 友杉芳正 (1994)「公正性監査の模索」『会計』第146巻第6号, 15-27頁。
- 友杉芳正 (1998)「会計認識領域の拡大における経済的実態把握とその監査対応」『会計』第153巻第4号, 43-55頁。
- 友杉芳正 (2000)「会計判断と監査判断」『会計』第158巻第3号, 15-26頁。
- 八田進二 (2003)「「会計不信」払拭に向けた企業会計の新たな枠組みの検討」『会計』第163巻第4号, 54-71頁。
- Credit Suisse First Boston (2003), The Magic of Pension Accounting, Part II.
- Financial Accounting Standards Board (2003), Statement of Financial Accounting standards No.132 (revised 2003), *Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits, an amendment of FASB Statements No.87, 88, and 106*.
- Financial Accounting Standards Board (2004), Statement of Financial Accounting standards No.132 (revised 2003), *Employers' Disclosures about Pensions and Other Postretirement Benefits, Frequently Asked Questions, Updated January 9*.
- Herz, R. H. (2003), "A Year of Challenge and Change for the FASB," *Accounting Horizons*, Vol.17, No.3, pp.247-255.
- Sylvestre, J. and G. L. Prescott (2004), "The Danger of Underfunded Pensions :What to Do about It," *Journal of Corporate Accounting & Finance*, Vol.15, No. 5, pp.61-64.
- (名古屋大学大学院経済学研究科  
博士後期課程修了)